

感染防止対策に関する取組について

1 感染防止対策に関する基本的な考え方

感染防止対策として感染発生の予防に努めるとともに、感染発生時には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図るよう組織全体として取り組みます。感染防止対策を全職員が把握し、実践するよう努めます。

2 院内感染対策組織に関する事項

感染防止対策に関する意思決定機関である感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また、感染防止対策チーム(以下「ICT」)を別に設置し、センター巡視を週1回程度実施し、現場における感染問題に迅速に対応します。

3 職員研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修を年2回以上行います。

4 感染発止状況報告に関する事項

検査室が薬剤耐性菌や院内感染上問題となる細菌の検出状況を週報として職員に周知するとともに、ICTにおいて発生状況を把握し、注意喚起します。ICT及び感染防止対策委員会において情報を共有し、必要に応じて感染対策の周知や指導を行います。

5 感染発生時の対応に関する事項

感染が疑われる事例が発生した場合には、ICTが感染拡大を防止するため速やかに対応します。

また、届出義務がある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告するとともに地域の医療機関や保健所と速やかに連携し、対応します。

6 患者様への情報提供に関する事項

感染症が流行する時期には、ポスター等の掲示物により情報提供を行います。あわせて感染防止の意義及び手洗い、マスクの着用などについて説明し、理解を得た上で協力を求めます。

7 その他

職員は、自らが感染源とならないように定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎インフルエンザ等の予防接種に努め、健康管理に留意します。

感染防止のため、職員は各部署共通の「感染防止マニュアル」を厳守します。

マニュアルは、最新の知見等を参考に改訂し、その結果を職員に周知徹底します。